

令和5年度

決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率に関する審査意見書

真岡市監査委員

真監第17号

令和6年8月5日

真岡市長 石坂真一様

真岡市監査委員 塚田浩史

同 久保田武

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に
関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第
22条第1項の規定に基づき、令和6年7月22日付け真財第
23号により審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比
率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を
提出する。

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率	令和5年度決算 に係る比率 (%)	早期健全化基準又 は経営健全化基準 (%)	備考
1 実質赤字比率	—	12.54	
2 連結実質赤字比率	—	17.54	
3 実質公債費比率	5.4	25.0	
4 将来負担比率	—	350.0	
5 (1)産業団地整備事業に係る資金不足比率	—	20.0	
(2)水道事業に係る資金不足比率	—	20.0	
(3)下水道事業に係る資金不足比率	—	20.0	

(注:「—」は、赤字、将来負担又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

イ 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

ウ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は5.4%となっており、これは早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため該当なしとなっている。

オ 産業団地整備事業に係る資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

カ 水道事業に係る資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

キ 下水道事業に係る資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特になし。